(単位:件)

-(単位:件)

46

0

4

60

110

と外部提供の実績は、表⑤のめられています。目的外利用

■開示請求などの情報

自分の個人情報についての

目的外利用 外部提供

28

69

未加入者への制度案内のため

5件が開示、1件が一部開示、

目的外利用では、

国民年金

届出の主な内容

乳幼児歯科検診事業の開始に伴う新

児童福祉法改正に伴う名称の変更

保育事務の電算化に伴う記録項目な

寝たきり訪問看護事業の終了に伴う

規の様式の作成など

どの追加

目的外利用および外部提供の項目別状況

を税務署へ提供したものなど 税賦課徴収のため、必要事項 地方税法に基づく不動産取得 の国民健康保険加入者名簿の

除および目的外利用などの中 文書不存在が1件でした。

また、個人情報の訂正、

■コンピューター

処理される情報は

止請求はありませんでした。

適正に管理

なお、不服申立ておよび苦情

の申出はありませんでした。

また、外部提供では

様式の廃止など



ライ

シ

1

を守

n

ま

15人で構成されています。

者5人、市議会議員5人の計

表4

市長

表⑤

重要事項を審議します。委員 に、個人情報の処理に関しての十分な監視が果たせるよう

は

一般市民5人、学識経験

①法令に基づくもの

③本人の同意を得たもの

れています。しかし、 供)したりすることは禁止さ 市以外のものに提供(外部提 目的の範囲を超えて、 で利用 (目的外利用) 日的の範囲を超えて、市内部個人情報を収集したときの したり、

業

住民記録

印鑑登録

軽白動車税

個人住民税

収納管理

口座振替

老人医療

生活保護 児童手当

国民年金

水道

図書館 選挙

介護保険

就学援助

職員情報

ファミリー・サポート

母子·女性福祉資金

健康

飼い犬登録

国民健康保険

表(6)

固定資産税(土地·家屋)·都市計画税

です。 ■目的外利用と

います。 届出状況は、 表④のとおり

主な記録項目

住所、氏名、生年月日

印影、登録番号

定置場、標識番号

評価額、所在地番

年税額、収入金額

申請日、支払額

使用水量、水道料金 氏名、登録番号

氏名、投票区

氏名、資格取得

氏名、受診年月日

職員氏名、所属

会員氏名、会員種別

口座番号、通知書番号

保険種別、被保険者氏名

世帯員氏名、生活援助金額

資格種別区分、収納保険料額

被保険者記号番号、決定税額

登録年度、飼い主氏名、犬名

児童・生徒氏名、在籍学校

貸付区分、氏名、貸付金額

総所得、年税額

個人情報を新たに保管または 告することが義務づけられて れを個人情報保護委員会に報 は市長に届出をし、市長はそ 的や内容について、実施機関 廃止・変更する場合、 市が申請書や届出書などで 、その目

です。平成13年度の運用状況 を公表します。 な管理やルールを定めたもの 市が保有する個人情報の適正 個人情報の 市の個人情報保護制度は、

保管などの届け出

大型コンピューター

オフィスコンピュー

オフィスコンピューター

オフィスコンピューター

パーソナルコンピューター パーソナルコンピューター

パーソナルコンピューター

パーソナルコンピューター

パーソナルコンピューター

パーソナルコンピューター

オフィスコンピューター

パーソナルコンピューター

コンピューター処理の主な業務と記録項目

主な処理機器 大型コンピューター

人情報保護制 急やむを得ない場合などは認 して、法令に基づく場合や緊

いてなどです。 個人情報記録項目の追加につ 診事務システムの導入に伴う な審議内容は、乳幼児歯科検 開催回数は3回でした。主

人情報保護審査会は開催され がありませんでしたので、 験者で構成されています。 います。 委員は5人の学識経 平成13年度中は不服申立て

者から不服申立てがあったと 情報保護審査会が設置されて 査する救済機関として、個人 かについて、公平な立場で審 きに、その決定が適当かどう 請求

部開示決定などに対し、 実施機関の非開示決定や の開催状況

■個人情報保護委員会

■個人情報保護委員会

の審議内容

個人情報保管等届出件数

変更

廃止

項目別分類

②緊急やむを得ない理由があると判断したもの

④個人情報保護委員会の承認を得ているもの

台

の立場から個人情報保護制度

個人情報保護委員会は市民

実施機関 届出件数 項目別届出件数

112

り、不適切に利用されたりすわれる情報が万一漏出した しかし、 せないものとなっています。 執行にコンピューターは欠か 今日 市民のみなさんのプラ コンピューターで扱 市の業務の効率的な

めがあるもの、 のコンピューターは法令に定 個人情報保護委員会に報告を 条)、個人情報を処理する市 しなければならない 同委員会の意 (第8

## コンピュ 個 ターに

則として設定するとともに、 情報を記録する場合には、 ります。 では、コンピューターに個人 イバシーを侵害することにな 「三鷹市個人情報保護条例」 規

す。 に厳しい制限を設けていま 公表すること(第12条)など 人情報の取扱いについて、特 コンピューター処理される個 年1回以上、同委員会に報告 なう個人情報の処理状況を毎

なお、

平成13年6月以降に

理の明示や広報への掲載も美 さらに、コンピューター処 5

表句のとおりです。 新たに加わった記録項目は 情報推進室石内線214

ユーターによって個人情報を 平成14年6月現在、 情報記録目録 コンピ

処理している主な業務とその 記録項目は表⑥のとおりで

# 人情報処理の状況 による

コンピューターを接続して行 団体も含まれます)のコンピ 認めたもの以外は、 見を聴いて特に必要があると ューターと接続しない。また 国や地方自治体などの公共

# コンピューター

## 個人情報保護条例の -部を改正しました

今年8月から一部サービスの利用 が開始される住民基本台帳ネットワ ークシステムをはじめ、さまざまな 行政サービスを提供する電子自治体 の構築など、市の業務においてもネ ットワーク化への対応が不可欠とな っています。

そこで、市民のみなさんの個人情 報を適切に取り扱うために、今年3 月、「三鷹市個人情報保護条例」の 一部を改正し、市のコンピューター を他団体等のコンピューターと接続 する場合の制限等について、新たに

この中では、個人情報を処理する 市のコンピューターは法令に定めが あるもの、同委員会の意見を聴いて 特に必要があると認めたもの以外 は、他団体(国や地方自治体などの 公共団体を含む) のコンピューター と接続を行わないこと、コンピュー ターを接続して行う個人情報の処理 状況を毎年1回以上、同委員会に報 告するとともに、市民のみなさんに 公表すること、接続先機関における 個人情報の不適切な取り扱いについ ての対応など、特に厳しい制限を設 けています。

なお、住民基本台帳ネットワーク システムについてはすでに2月3日 発行の「広報みたか」でお知らせし ましたが、今年8月の一部稼動につ いても別途、お知らせする予定です

⇒情報推進室
情報推進室
内線2145

## 表⑦ 平成13年6月以降に追加・変更された記録項目

	受付(出産予定日、懶科検診日、懶科処置内容)、乳幼児健康 診査(健診コード、健診年月日、総合判定、医療機関コード、 要フォロー者(対応コード、対応予定日))、予防接種台帳(予 防接種コード、接種日、医療機関コード、ロット番号、ツベル クリン反応判定)
戸籍	現在戸籍(筆頭者(氏名、生年月日)、構成員(氏名、生年月

日)、前筆頭者氏名、本籍、戸籍編成年月日、町名コード)、除 籍·改製原戸籍(筆頭者氏名、前筆頭者氏名、構成員氏名、本 籍、除籍・改製原戸籍の区分、改・改製年月日、除籍・改製原 戸籍原本イメージ、データ番号)

戸籍の附票 筆頭者氏名、本籍、除附票・改製原附票の区分、除・改製年月 日、除附票原本イメージ、データ番号

援助会員(会員番号、会員名、性別、生年月日、会員種別(援 ファミリー サポート 助·両方)、住所、地区、電話番号、緊急時連絡先、資格、希 望援助地区、援助日/時間、入会日、退会日)、利用会員(会 員番号、会員名、性別、生年月日、会員種別 (利用・両方)、 住所、地区、電話番号、緊急時連絡先、入会日、退会日、子ど も (名前、生年月日、在籍保育施設、体質等、性別))

申請者〔借受人〕(貸付区分、受理番号、貸付番号、氏名、生 母子·女性福 年月日、住所、電話番号、職業、都民となった日、勤務先(名 祉資金 称、電話番号、所在地)、受理年月日、資金の種類、貸付金額 (総額、月額)、貸付機関、住宅の状況、母子家庭となった理 由、収入(月収)、児童扶養手当(月額)、児童育成手当(月 額)、養育費(月額)、申請者との関係(後見人の場合)、償還 方法、償還金額(総額、月額(元金、利子)、納付年月日)、督 促年月日)、児童〔連絡借受人〕(氏名、生年月日、申請者との 関係、住所、電話番号、学校の名称・所在地、学部・学科・学 年、入学日・卒業予定日)、家族の状況(申請者との関係、氏名、生年月日、年齢、職業、収入)、連帯保証人(氏名、生年 月日、申請者との関係、住所、電話番号、職業、月収、勤務先 (名称、電話番号、所在地))

市民税 分離所得(商品先物取引所得)、課税標準額(商品先物取引)。 市算出所得割額(商品先物取引)、都算出所得割額(商品先物